

政府管掌健康保険の現状と
その改革に伴う論点について

政管健保の特色①:被保険者等

- 健康保険組合や共済組合に比べて、政管健保の被保険者の平均標準報酬月額は低い。

(数字は平成14年度)

	政府管掌健康保険	組合健康保険	共済組合			市町村国保
			国家公務員共済	地方公務員共済	私学共済	
保険者数	1保険者	1674保険者	23共済組合	54共済組合	1事業団	3,224保険者
被保険者数	18,812千人	14,791千人	1,127千人	2,853千人	455千人	} 46,191千人
加入者数	35,851千人	30,569千人	2,596千人	6,367千人	828千人	
加入者平均年齢	37.1歳	34.0歳	39.7歳	42.9歳	40.8歳	52.8歳
平均標準報酬月額	28.7万円	37.0万円	41.2万円	45.3万円	37.9万円	—————
国庫負担	給付費の13.0% (老健拠出金・介護納付金は16.4%)	基本的になし	なし	なし	なし	給付費等の50% 保険料軽減分の1/2等

※各共済の加入者平均年齢は長期給付に係る数字
 ※国庫負担には使用者としての国の負担は含まない

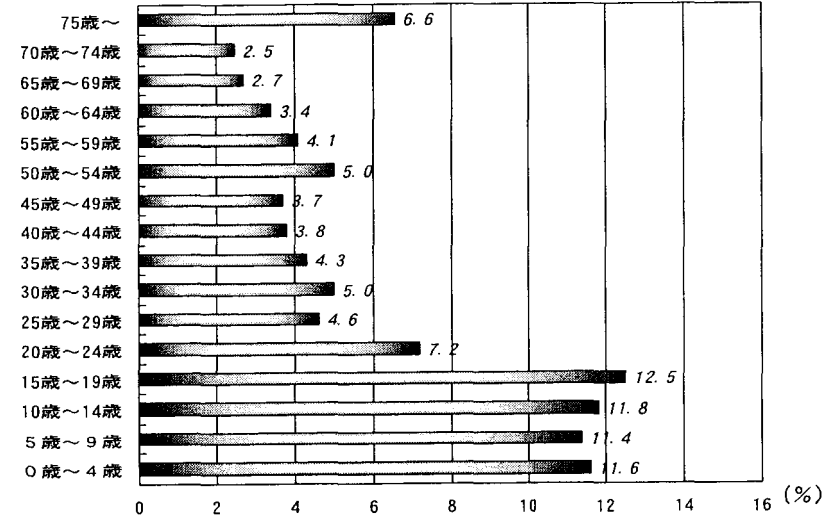
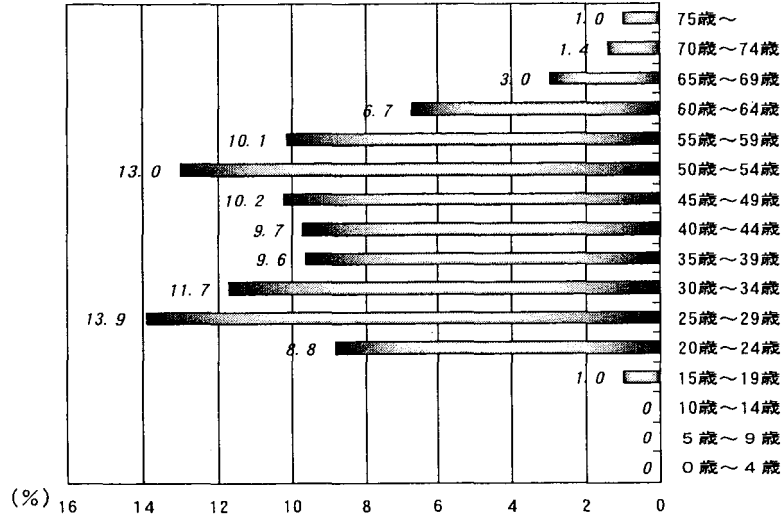
(参考)

年齢階級別構成割合 (政管健保)

被保険者

(出典) 平成14年度健康保険被保険者実態調査報告

被扶養者

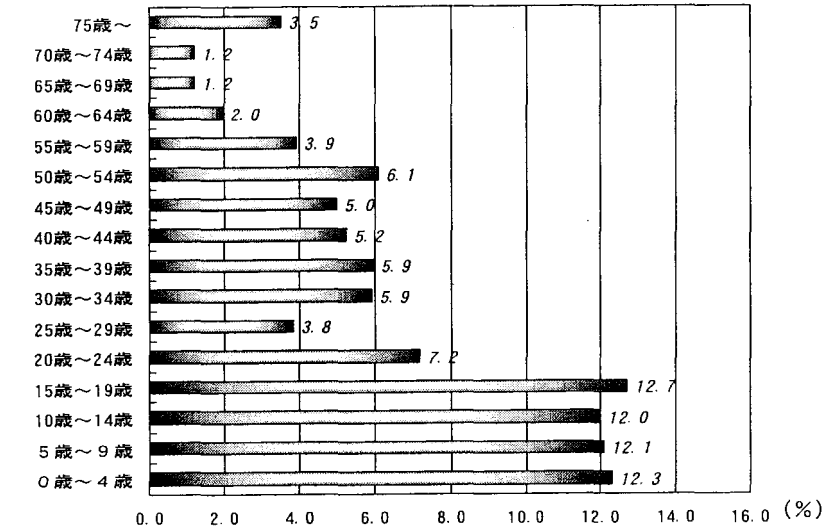
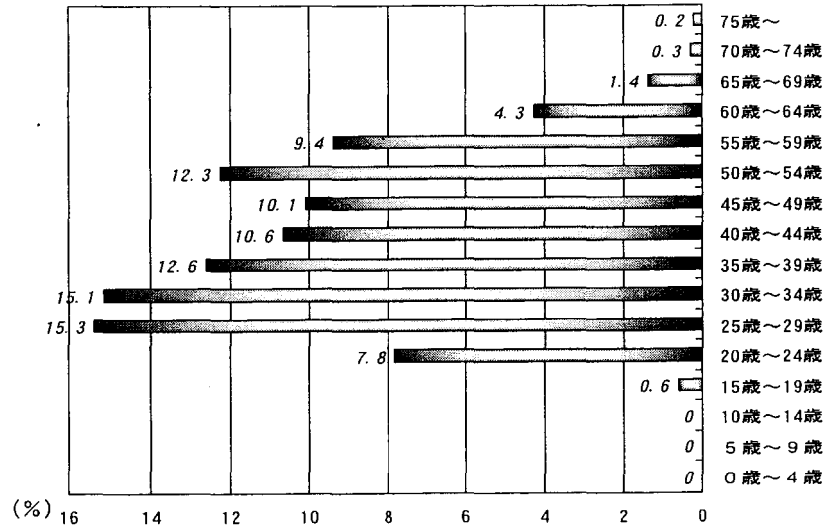


年齢階級別構成割合 (組合健保)

被保険者

(出典) 平成14年度年齢階級別加入者数調査

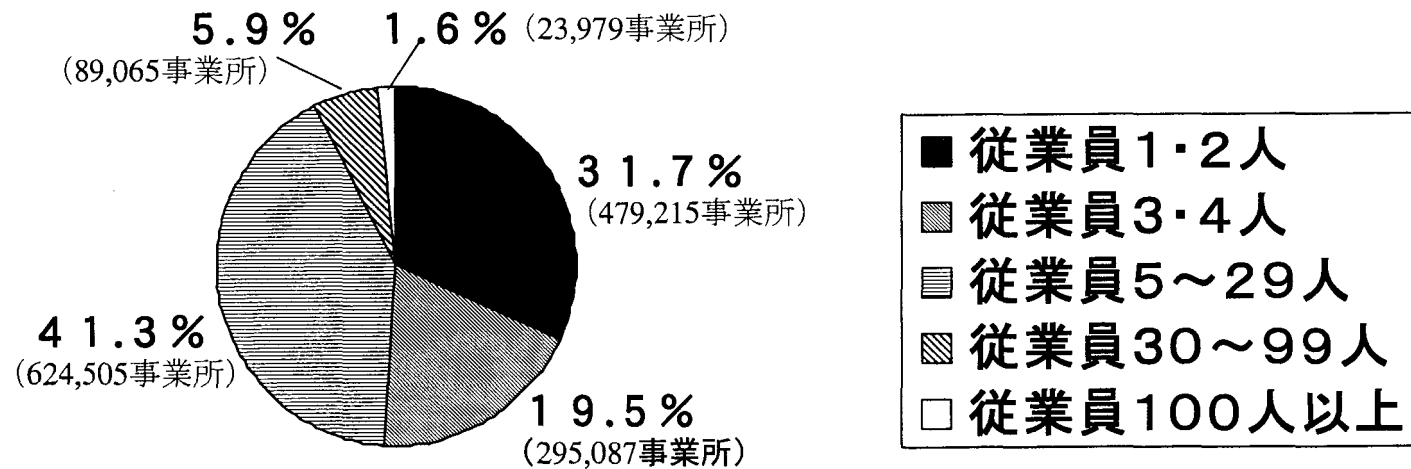
被扶養者



政管健保の特色②：適用事業所の規模

○政管健保の適用事業所には中小零細企業が多い。

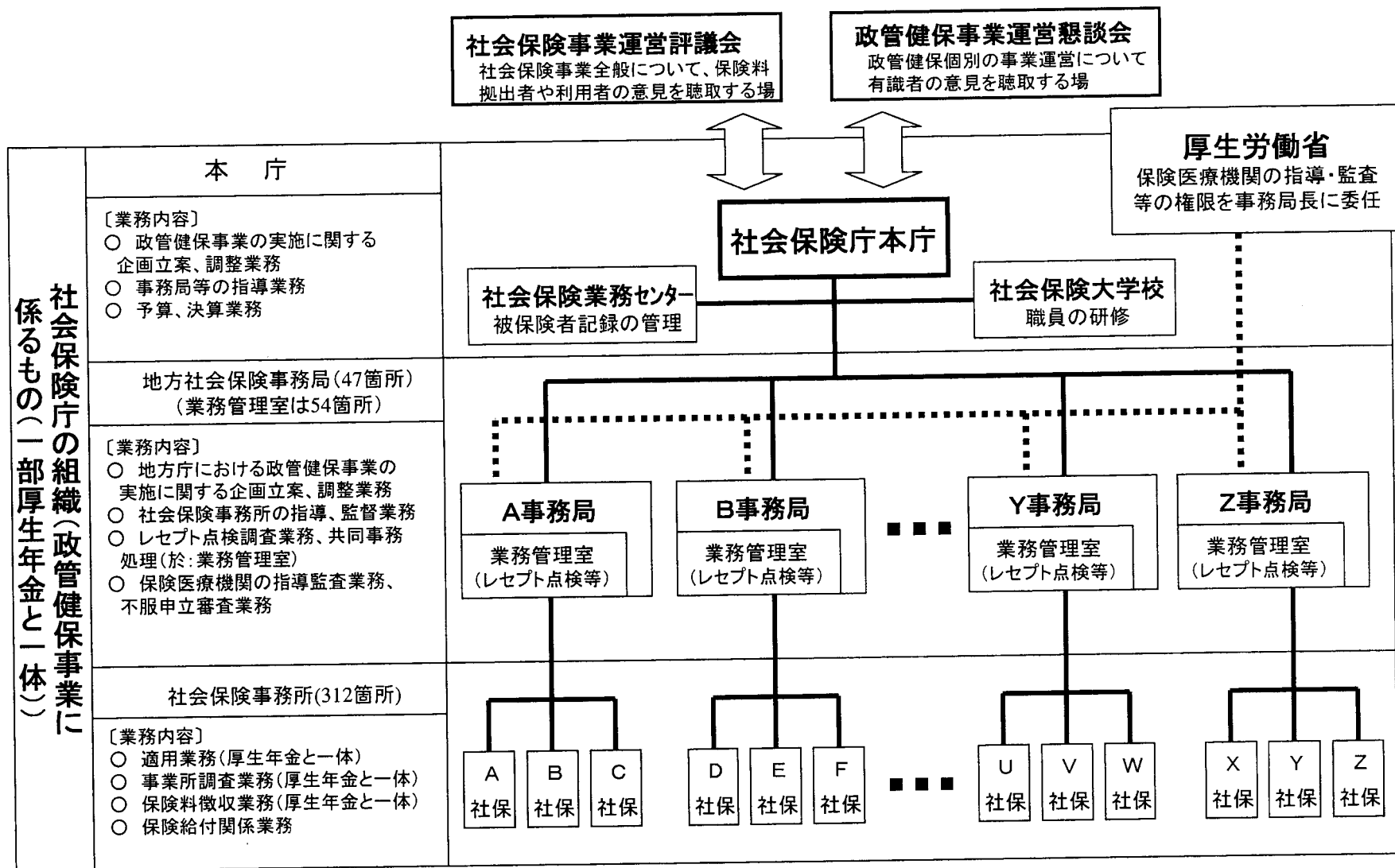
規模別適用事業所数(平成14年10月1日現在)



(参考)

従業員数	1・2人	3・4人	5～29人	30～99人	100人以上
政管健保	479,215	295,087	624,505	89,065	23,979
厚生年金保険	488,017	319,863	674,727	111,445	44,595

政管健保の概要①: 運営組織



政管健保の概要②：社会保険庁の人員体制

部局名	業 務 内 容	担当職員数
本庁内部部局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府が管掌する健康保険、厚生年金及び国民年金等の事業の実施に関する企画立案、調整業務 ・ 地方支分部局の指導、監督業務 	286人
社会保険業務センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厚生年金及び国民年金の支払業務 ・ 政管健保、厚生年金及び国民年金等の被保険者及び年金受給権者記録の管理業務 	579人
社会保険大学校	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険職員の研修 	19人
小 計		884人
地方社会保険事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方支分部局における政管健保、厚生年金及び国民年金等の事業の実施に関する企画立案調整業務 ・ 社会保険事務所の指導、監督業務 ・ 不服申立審査、保険医療機関指導監査業務 	3,634人
社会保険事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庶務（管理）会計業務 ・ 適用業務（政管健保、厚生年金） ・ 事業所調査業務（政管健保、厚生年金） ・ 保険料徴収業務（政管健保、厚生年金）（注1） ・ 政管健保給付関係業務 ・ 年金給付関係業務（厚生年金、国民年金） ・ 国民年金適用業務 ・ 国民年金保険料徴収業務 ・ 船員保険関係業務 	1,357人 1,400人 1,141人 1,386人 1,119人 3,652人 1,414人 1,439人 40人
小 計		16,582人
合 計		(注2) 17,466人

注1 保険料徴収業務(政管健保、厚生年金)には児童手当拠出金徴収業務を含む。

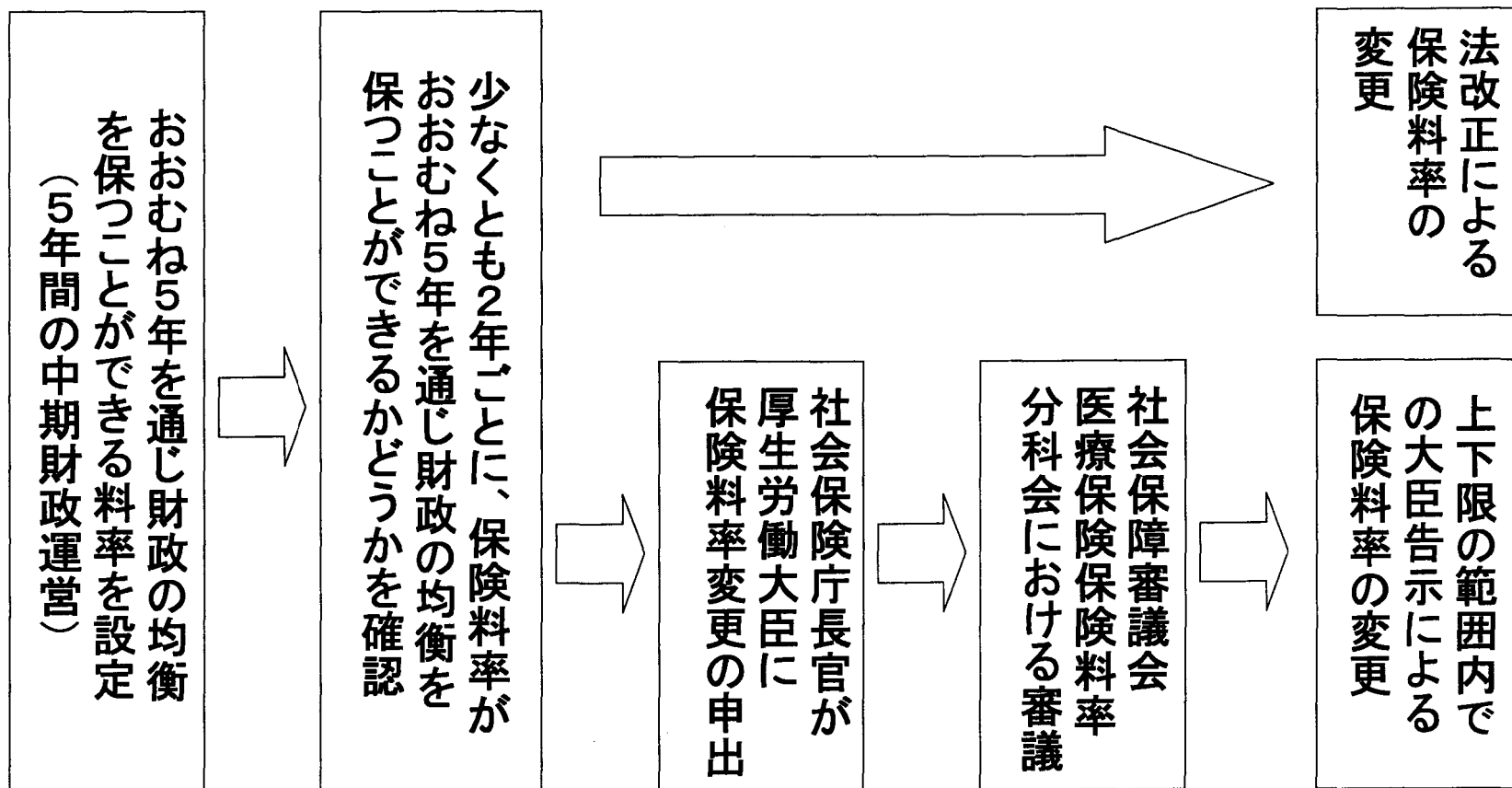
注2 社会保険庁の平成16年度末定員は、17,466人である。

政管健保の概要③：保険料率（その1） 料率変更等の経緯（昭和48年以降）

変更年月	保険料率(%)	保険料率変更の形式	備 考
昭和48年10月	72	法律改正	<ul style="list-style-type: none"> 厚生大臣が社会保険庁長官の申出を受け、社会保険審議会の議を経たうえで保険料率を調整する仕組みを導入。 法定定率国庫補助10%に加え、保険料率が7.2%を超えるときは、その超える保険料率0.1%につき0.8%の国庫補助が上乘せされる仕組み（以下「国庫補助率の連動制」という。）を導入。
昭和49年11月	76	厚生省告示	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助率13.2%
昭和51年10月	78	厚生省告示	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助率14.8%
昭和53年 2月	80	厚生省告示	<ul style="list-style-type: none"> 国庫補助率16.4%
昭和56年 3月	84	厚生省告示	<ul style="list-style-type: none"> 昭和55年法改正 国庫補助率の連動制廃止、料率調整範囲の上限8%→9.1%、国庫補助率16.4% 等
昭和56年11月	85	厚生省告示	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年法改正 老人保健制度の導入 等
昭和59年 3月	84	厚生省告示	<ul style="list-style-type: none"> 昭和54年度末累積債務の償還完了による保険料率の引き下げ。 昭和59年法改正 退職者医療制度の導入、本人一部負担金定率1割 等
昭和61年 3月	83	厚生省告示	<ul style="list-style-type: none"> 財政事情好転のため保険料率の引き下げ。
平成 2年 3月	84	厚生省告示	
平成 4年 4月	82	法律改正	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年法改正 国庫補助率13.0%、中期的財政運営（5年）の仕組みの導入 積立金→事業運営安定資金（単年度収支差を調整する機能）導入。
平成 9年 9月	85	法律改正	<ul style="list-style-type: none"> 平成9年法改正 中期的財政運営期間の見直し5年→2年、本人一部負担金1割→2割 等
平成15年 4月	82	法律改正	<ul style="list-style-type: none"> 平成14年法改正 総報酬制の導入、本人一部負担金2割→3割 中期財政運営の見直し（2年ごとに概ね5年を通じて財政均衡を保つことができることを確認、公表する。） 等

注：平成15年4月以降は総報酬ベース、それ以前は標準報酬月額ベース

政管健保の概要④: 保険料率(その2) 料率変更のメカニズム



政管健保の概要⑤：保険料率（その3）

平成17～21年の収支見込み

1 政管健保の5年収支の確認・公表の必要性について

- 健康保険法第160条第3項においては「少なくとも2年ごと」に一般保険料率がおおむね5年を通じ財政の均衡を保つことができることを「確認し、その結果を公表する」こととされている。
- 現在の一般保険料率は平成15年4月から適用されていることから、平成17年3月末までに、平成17～21年度の5年間についての収支見通しを確認し、公表する必要がある。



- 昨年12月に平成17年度概算要求時点の基礎係数等をベースに試算した5年収支の見通しを公表。

（被保険者数、医療費、賃金の伸び率等、試算の前提については、平成16年5月に公表された「社会保障の給付と負担の将来推計」と同様。）

2 5年の収支見通しの評価について

- 今回の試算によれば、平成19年度までは財政が均衡するため、ただちに保険料率を引き上げなければならぬという状況にはない。
- しかしながら、今の保険料率のままでは、この先制度改正等による医療費適正化の措置が講じられなければ、平成20年度には事業運営安定資金が枯渇するため、いずれ保険料率を引き上げる必要が生ずる状況となっている。
- いずれにせよ、この試算は概算要求時の数字を前提としたものであり、経済状況等により変動が生じうることに留意が必要。

政府管掌健康保険の収支見通し（医療分）

賃金の伸び：給付と負担ベース（18年度2.0%, 19年度2.3%, 20年度2.7%, 21年度2.1%）

保険料率

82 %

（単位：億円）

区 分		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳 入	保険料収入（医療分）	60,100	61,300	62,500	64,000	65,100
	国庫負担（医療分）	7,900	8,100	8,200	8,500	8,800
	その他	200	200	200	200	200
	計	68,200	69,600	70,900	72,700	74,100
歳 出	保険給付費	41,100	42,600	44,100	45,200	46,100
	老人保健拠出金	17,800	17,000	16,500	17,400	18,500
	退職拠出金	7,800	8,600	9,900	10,600	11,300
	その他	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	計	67,800	69,500	71,700	74,400	77,100
収支差		400	100	▲ 700	▲ 1,700	▲ 3,000
事業運営安定資金 （▲累積赤字）		1,600	1,700	1,000	▲ 700	▲ 3,700

- （注） 1. 平成17年度概算要求をベースとした政管健保（医療分）の収支見通しである。
 2. この試算においては、予備費は計上していない。